

岩手県告示第 249 号

岩手県保健所使用料等条例の規定による手数料、使用料及び治療料の額（昭和 51 年岩手県告示第 485 号）の一部を次のように改正し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>1 衛生上の試験検査その他の業務で特に費用を要するもの</p> <p>(1) [略] [略]</p> <p>(2) 血清検査、細菌 診療報酬の算定方法（<u>平成18年厚</u>検査、臨床病理検査 <u>生労働省告示第92号</u>。以下「算定、機能検査等 方法」という。）別表第1医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）により算定した額の8割に相当する額。ただし、次に掲げる検査にあつては、それぞれに定めるところによる。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>備考 [略]</p>	<p>1 衛生上の試験検査その他の業務で特に費用を要するもの</p> <p>(1) [略] [略]</p> <p>(2) 血清検査、細菌 診療報酬の算定方法（<u>平成20年厚</u>検査、臨床病理検査 <u>生労働省告示第59号</u>。以下「算定、機能検査等 方法」という。）別表第1医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）により算定した額の8割に相当する額。ただし、次に掲げる検査にあつては、それぞれに定めるところによる。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>備考 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	